

村岡新駅周辺地区まちづくり協議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 村岡新駅周辺は本市の都市拠点の一つとして、研究開発拠点の形成を位置づけられており、村岡新駅周辺地区では、令和3年(2021年)3月に策定した「村岡新駅周辺地区まちづくり方針」の実現を目指す。

今後、約10年に渡り村岡新駅周辺地区におけるまちづくりを進めるにあたり、「村岡新駅周辺地区まちづくり方針」の具体化や、多様な主体によるまちづくりの連携が想定される中で、将来地区像の実現を目的に、多様な地域関係者の立場や視点のもと、継続的に村岡新駅周辺地区のまちづくりに対する意見交換や検討を行う場として、村岡新駅周辺地区まちづくり協議会(以下「協議会」と言う。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について意見交換・検討を行う。

- (1) 「村岡新駅周辺地区まちづくり方針」の実現に向けた事項
- (2) 「村岡新駅周辺地区まちづくり方針」の具体化に関する事項
- (3) 村岡新駅周辺地区のまちづくりに関する他団体との連携に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要となる検討及び専門的な助言、指導等に関する事項

(組織)

第3条 協議会は、学識経験を有する者、村岡地区の市民、藤沢商工会議所役員、土地区画整理事業区域内の土地所有者等、鉄道事業者、周辺事業者及びこの市の職員のうちから、20名以内で組織する。

(委員)

第4条 委員のうちこの市の職員以外の委員は、次の各号に掲げるもののうちから当該各号に定める人数を超えない範囲内において、市長が依頼するものとする。

- (1) 学識経験を有する者 3人
- (2) 村岡地区の市民 2人

(3) 藤沢商工会議所役員 2人

(4) 土地区画整理事業区域内の土地所有者等 4人

(5) 鉄道事業者 1人

(6) 周辺事業者 2人

2 委員のうち土地区画整理事業区域内の土地所有者等とは、施行予定区域内の土地所有者又はその者の直系の親族である者、及びその者を代理することが妥当であると判断できる正当な事由がある者とする。

3 委員のうちこの市の職員である委員は、共創推進課長、産業労働課長、都市計画課長及び都市整備課長をもって充てる。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、1期2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任ができる。

(会長等)

第6条 協議会は、会長を置き、委員の互選により定める。副会長は、委員のうちから会長の指名により定める。

(会長等の職務)

第7条 会長は、議事その他の会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 協議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、会長及び半数以上の委員（副会長を含む。）の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

- 4 協議会は、会長が運営上必要と認めるとき、又は藤沢市情報公開条例（平成13年条例第3号）第30条第2号及び第3号の規定事項に係る議事を行う時は会議を非公開とすることができる。

（代理出席）

第9条 委員が自ら出席することができないときは、代理の者を出席させることができる。

この場合において、会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって委員の出席とみなす。

（意見等の聴取）

第10条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、この市の職員その他の関係人を会議に出席させてその意見又は説明を聴くことができる。

（オブザーバー）

第11条 協議会にオブザーバーとして、神奈川県、鎌倉市、独立行政法人都市再生機構の職員を置く。

- 2 会長は、オブザーバーに対して、議事に応じて出席を依頼することができる。

（秘密保持）

第12条 会長、副会長、委員、オブザーバー若しくは協議会に従事する職員又はこれらの職にあった者は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

（庶務）

第13条 協議会の庶務は、都市整備部都市整備課において総括し、及び処理する。

（委任）

第14条 前各条に定めるもののほか、協議会の議事の手続き、その他の協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、２０２２年（令和４年）１０月２５日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第８条第１項の規定にかかわらず、市長が協議会を招集する。

附 則

- 1 この要綱は、２０２６年（令和８年）７月 １日から施行する。